

彦根市農業委員会告示第1号

下記の農地は、農地法(昭和27年法律第229号)第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、その農地の所有者またはその農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知することができないので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和8年1月28日

彦根市農業委員会

会長 田中金



記

1 農地の所在等

所在および地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条または第33条の該当条項	農地の所有者等の情報
彦根市普光寺町 字鶴田 57 番	田	3,035	所有権	第33条第1項	登記名義人 愛知郡稻枝町大字普光 寺 670 番地 河合 吉弥
彦根市普光寺町 字久保 166 番	田	165			
彦根市普光寺町 字川戸 413 番	田	420			

2 1の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて、彦根市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

3 この公示の日から起算して2月以内に、所有者等から2に定めるところによる申出がないときは、当該公示に係る農地について、農地法第41条第2項により読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により滋賀県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある。